

# 木島平村いじめ防止基本方針

平成29年9月

木 島 平 村

木島平村教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある深刻な問題です。

木島平村では、これまでも、「いじめは絶対に許されない行為であるが、どの子どもにも、どの集団にも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。」という認識を持って、その防止と対策に取り組んできました。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受けて、木島平村・学校・地域・家庭その他の関係者が連携を強化し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「木島平村いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

目	次
1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	1
（1）いじめとは	
（2）いじめ防止等に関する基本的な考え方	
2 いじめ防止等のための対策	2
（1）いじめ防止のための組織	
（2）教育委員会の取組	
（3）学校の取組	
（4）家庭における取組	
（5）地域における取組	
3 重大事態への対処	6
（1）重大事態の発生と調査	
（2）村、教育委員会及び学校の対応	
（3）調査結果の提供及び報告	
（4）村長による対応	
4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	8

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### (1) いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策は、まず第一に、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備など、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施します。

なお、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、村、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、いじめ問題の克服に取り組みます。

また、いじめた児童生徒の指導にあたっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮します。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにします。

### (2) いじめとは

『いじめ』とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）。」をいいます。

### (3) いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けた児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状態等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童生徒の被害性に着目して見極める。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。（例：インターネット上での悪口等）
- いじめにあたりと認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

#### (4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは、学校で発生するため、まず、学校や教育委員会が連携して取り組むべき問題です。そして、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせません。

児童生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人が関わり、社会全体で児童生徒を見守っていくことがいじめの防止につながります。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、継続的に又は複数の者から繰り返されることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合があります。

##### ① いじめの未然防止

児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めます。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すこと。

イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。

ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むこと。

エ 対象との対話、他者との対話、自分自身との対話を大切にすると対話的コミュニケーションを基盤とした「協同的な学び」により、どの子も尊重され、互いに支え補い合う関係づくりに努めること。

オ 学校は地域と共にあるという意識のもと、児童生徒、学校が多様な人とのかかわり深め、よりよい関係の構築に努めること。

カ いじめの問題への取組の重要性について村民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取り組みを推進するための普及啓発に努めること。

##### ② いじめの早期発見

いじめは、その発生にいち早く気づき、迅速に対応することが重要です。

いじめの早期発見は、迅速かつ的確な対応の前提であり、学校、家庭、地域の大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くよう努めることが大切です。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われる場合が多いことから、ささいな兆候やサインを見逃すことなく、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめの早期発見に努めます。

また、学校は、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携、相談窓口の周知等により、児童生徒の相談体制を整えるとともに、家庭、地域と連携していじめの早期発見ができるような体制を整えます。

### ③ いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合はひとりで抱え込まず、速やかに組織で対応することが大切です。

学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速で組織的な対応を行います。

このため、教職員は、日頃から、いじめを把握した場合の対処について、研修などを通じて理解を深めてまいります。

### ④ 地域や家庭との連携

いじめの問題は、学校による指導だけで解決を図ることができない社会全体の問題でもあります。このため、地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域の連携が重要です。

教育委員会及び学校は、地域と共にある学校づくりを推進するとともに、PTAや地域の関係団体等といじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携した対策を進めます。

### ⑤ 関係機関との連携

いじめ問題の対応については、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。

そのため、日頃から教育委員会や学校と関係機関との情報交換や連絡会議の開催など、情報を共有できる体制を構築し、効果的な対応が図れるよう努めます。

## 2 いじめ防止等のための対策

### (1) いじめ防止のための組織

村は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議又は児童相談所、医師会、長野県警察、学校、保育所及びその他の関係機関、団体の委員で構成する「木島平村要保護児童対策地域協議会」（以下、「地域協議会」という。なお、協議会には、「木島平村要保護児童対策地域協議会実務者会議」を含む。）を開催し、学校や地域におけるいじめの状況等の把握や関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取り組みについて情報の共有化に努めます。

### (2) 教育委員会の取組

#### ① いじめの防止のための取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

イ 児童生徒が行ういじめの防止等のための自主的活動を支援します。

ウ 相談窓口やスクールカウンセラー等児童生徒や保護者等がいじめに係る相談を行うことができる体制を充実します。

エ いじめ防止等のための対策や教職員の資質向上のための研修会の開催等、各学校における研修の充実を推進します。

② いじめの早期発見・早期対応に向けた取組

ア いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及び教育相談を行います。

イ スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談員を配置し、児童生徒や保護者からの相談を受ける体制の充実を図ります。

ウ 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないか、関係機関と連携して情報収集を行い、問題となる情報を発見した場合には学校と連携して速やかに対応します。

③ いじめへの対処

ア 法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について必要な調査を行います。

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

④ 家庭や地域・関係機関との連携

ア いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域全体で児童生徒の健やかな成長を促すために「地域に開かれた学校づくり」を推進し、コミュニティスクール事業の取組を中心として学校と家庭、地域が連携・協働する体制を構築します。

イ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合においても、関係児童生徒又はその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるようにするため、学校間の連携協力体制を整備するよう促します。

ウイ 児童相談所、地方法務局、長野県警察、医療機関等の関係機関と日頃から情報交換を行います。

(3) 学校の取組

学校は、基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に職員が共通理解し、教育委員会と連携のうえ、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条に基づき、国や県、村の基本方針を参酌にして、当該学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）を策定します。

② いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第 22 条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の校長以下、複数の教職員によって構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置（いじめ問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づけている既存組織の活用を含む。）します。

なお、当該組織には次のような役割があります。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核としての役割
- ・ 学校基本方針のPDCAサイクルでの検証・修正の中核としての役割
- ・ 児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核的役割

### ③ 学校におけるいじめ防止等に対する取組

#### ア いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行うことにあります。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくるよう努めるとともに、児童生徒が自らいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。

#### イ いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する必要があります。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち注意を払います。

また、学校独自のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組みます。

#### ウ いじめに対する対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込むことなく組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、いじめたとされる児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。また、教育委員会に報告するとともに、事案によっては児童相談所や警察等の関係機関と連携して迅速に対処します。

#### エ 家庭や地域・関係機関との連携

各学校において、PTA等と連携の上、携帯電話やインターネット利用に関する研修会を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底と保護者への啓発を推進します。

### (4) 家庭における取組

#### ① 保護者の責務

保護者は、子どもの教育の第一義的責任を有することを自覚し、子どもがいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導、その他、必要な指導を行うこと。

② いじめの理解と対処

保護者は、国、県、村及び学校が講ずるいじめ防止等の対策に協力すること。

ア インターネット等を通じたいじめの現状について知り、家庭におけるネットモラルの指導とルールづくりを行い、子どもがいじめの加害者や被害者にならないようにすること。

イ いじめが疑われるときは、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等に相談し、連携して対応すること。

(5) 地域における取組み

① いじめは地域においても行われることがあることから、登下校時等において、地域として子どもたちを温かく見守り、積極的な声かけを行うこと。

② 地域の行事や文化活動、スポーツ活動等において、規範意識や思いやりの心、社会性を育み、いじめを生まないように努めること。

③ いじめを発見したら、その場で「いじめは許されない行為であること。」を指導し、保護者や学校に知らせ、連携して対処すること。

### 3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

次のような重大事態（法第 28 条第 1 項の規定による重大事態をいう。以下同じ。）が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応します。

加えて、いじめたとされる児童生徒に対しては、毅然とした態度で適切な指導を行います。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 号第 1 項第 1 号）。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 号第 1 項第 2 号）。

- ・相当の期間については、年間 30 日を目安とします。

ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査を行います。

③ その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 村、教育委員会及び学校の対応

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会をとおして村長に報告します。

また、児童生徒等の生命又は身体に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込まれる等の緊急を要する場合には、村は速やかに総合教育会議を開催し、必要な講ずべき措置について協議を行います。

## ② 重大事態の調査及び調査主体

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、法第 28 条に基づいて調査を行います。

## ③ 調査を行うための組織

### ア 学校が主体となる場合

学校に設置するいじめ防止等の対策のための組織を母体とし、必要に応じて、学校運営協議会委員、PTA 役員、学校医、心理や福祉の専門的知識を有する者を加えるなど、公平性・中立性の確保に委員構成により、学校長が設置します。

### イ 教育委員会が主体となる場合

学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合には、教育委員会が主体となって調査を行います。

この場合、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等専門的な知識経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。

## ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的な調査を行います。

また、いじめたとされる児童生徒に対しては、当該児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、毅然とした態度で指導します。

### ア いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取りを行うことが考えられます。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行います。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

いじめた児童生徒に対しては、適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止めます。

### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮して行う必要があります。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、「子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針」(平成 26 年 7 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とします。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。これらの情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会より(学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて)、村長に報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えて村長に提出します。

調査結果を踏まえて村、教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家等外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。

(4) 村長による対応

ア 再調査

法第 28 条第 1 項による調査結果の報告を受けた村長は、法第 30 条第 2 項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第 28 条第 1 項による調査の結果について調査(以下、「再調査」という。)を行います。

再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

また、再調査を行ったときは、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、村長はその結果を議会に報告します。

4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

教育委員会では、各校の取組状況や地域協議会における意見等を踏まえ、いじめ防止等の対策の状況について評価を行います。

また、国や県の動向等も勘案し、必要に応じて、村いじめ防止基本方針の見直しや改善のために必要な措置を講じます。